

ライフ・イン京都入居契約兼（介護予防）特定施設入居者生活介護利用契約
重要事項説明書

記入年月日	令和5年8月1日
記入者名	青山 薫
所属・職名	ホーム長

1. 事業主体概要

種類	個人 / 法人	
	※法人の場合、その種類	社会福祉法人
名称	(ふりがな) きょうとしゃかいじぎょうざいだん 京 都 社 会 事 業 財 団	
主たる事務所の所在地	〒615-8256 京都府京都市西京区山田平尾町 17 番地	
連絡先	電話番号	075-391-5811
	FAX番号	075-393-0140
	メールアドレス	honbu@kyoto-swf.com
	ホームページアドレス	https://kyoto-swf.com
代表者	氏名	野口 雅滋
	職名	会長
設立年月日	昭和24年3月31日	
主な実施事業	※別添 1（別を実施する介護サービス一覧表）	

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) らいふ・いんきょうと ライフ・イン京都	
所在地	〒615-8256 京都府京都市西京区山田平尾町 46 番地の 2	
主な利用交通手段	最寄駅	阪急京都線 桂駅
	交通手段と所要時間	①ホーム専用シャトルバスご利用の場合 阪急京都線桂駅西口より約 15 分 月～土：14 便、日祝：13 便 ②徒歩の場合 阪急京都線桂駅西口より約 40 分（約 2.2km） 市バス「千代原口」バス停約 15 分（約 800m）

連絡先	電話番号	075-381-1870 (代表)
	FAX番号	075-381-1899
	メールアドレス	kyoto-swf@lifeinkyoto.or.jp
	ホームページアドレス	https://lifeinkyoto.or.jp
管理者	氏名	青山 薫
	職名	ホーム長
建物の竣工日		昭和61年11月25日
有料老人ホーム事業の開始日		平成24年 4月 1日

【類型】【表示事項】

① 介護付 (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合) 2 介護付 (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合) 3 住宅型 4 健康型		
1 又は 2 に 該当する場 合	介護保険事業者番号	特定施設入居者生活介護事業所京都市指定第 2674000704 号 介護予防特定施設入居者生活介護事業所京都市指定第 2674000704 号
	指定した自治体名	京都市
	事業所の指定日	平成 24 年 4 月 1 日
	指定の更新日 (直近)	平成 30 年 4 月 1 日

3. 建物概要

土地	敷地面積	14,216.87 m ²	
	所有関係	① 事業者が自ら所有する土地	
		2 事業者が賃借する土地 (普通賃借・定期賃借)	
		抵当権の有無	1 あり 2 なし
建物	延床面積	全体	22,200.88 m ²
		うち、老人ホーム部分	22,168.88 m ²
	耐火構造	① 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他 ()	
構造	① 鉄筋コンクリート造 2 鉄骨造 3 木造 4 その他 ()		

所有関係	① 事業者が自ら所有する建物					
	2 事業者が賃借する建物（普通賃借・定期賃借）					
	抵当権の設定	1 あり 2 なし				
	契約期間	1 あり (年 月 日～年 月 日) 2 なし				
	契約の自動更新	1 あり 2 なし				
居室の状況	居室区分 【表示事項】	1 全室個室（縁故者居室を含む）				
		② 相部屋あり				
		最少	2 人部屋			
	最大	4 人部屋				
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
	タイプ1 (1DK)	有/無	有/無	32.05～ 37.26 m ²	38	一般居室個室
	タイプ2 (1LDK)	有/無	有/無	32.40～ 55.26 m ²	140	一般居室個室
	タイプ3 (2LDK)	有/無	有/無	40.91～ 62.98 m ²	42	一般居室個室
	タイプ4 (3LDK)	有/無	有/無	73.31～ 85.56 m ²	6	一般居室個室
	タイプ5 (ワルーム)	有/無	有/無	21.45 m ²	71	介護居室個室
タイプ6 (ワルーム)	有/無	有/無	15.72～ 16.5 m ²	11	介護居室個室	
タイプ7	有/無	有/無	7.83～ 11.28 m ²	6	一時介護室個室	
タイプ8	有/無	有/無	10.64 m ²	1	一時介護室相部屋	
タイプ9	有/無	有/無	35.40 m ²	1	一時介護室相部屋	
※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。						
共用施設	共用便所における 便房	51ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	24ヶ所		
			うち車椅子等の対応が可能な便房	22ヶ所		
	共用浴室	5ヶ所	個室	3ヶ所		
			大浴場	2ヶ所		
	共用浴室における 介護浴槽	8ヶ所	チェアー浴	2ヶ所		
リフト浴			0ヶ所			
ストレッチャー浴			1ヶ所			
その他（1人用介護浴槽）			5ヶ所			
食堂	① あり 2 なし					

	入居者や家族が利用できる調理設備	① あり 2 なし		
	エレベーター	① あり（車椅子対応） ② あり（ストレッチャー対応） 3 あり（上記1・2に該当しない） 4 なし		
消防用設備等	消火器	① あり 2 なし		
	自動火災報知設備	① あり 2 なし		
	火災通報設備	① あり 2 なし		
	スプリンクラー	① あり 2 なし		
	防火管理者	① あり 2 なし		
	防災計画	① あり 2 なし		
緊急通報装置等	居室	① あり 2 一部あり 3 なし	便所	① あり 2 一部あり 3 なし
			浴室	① あり 2 一部あり 3 なし
			その他（ ）	1 あり 2 一部あり 3 なし
その他	<p>■ 共用施設</p> <p>【本館】 レストラン、一時介護室、大浴場（男性用・女性用）、個浴、ロビー、フロント、売店、集合郵便受け、多目的ホール、シアタールーム、応接会議室、カルチャー教室、デイルーム、ビューテラス、アスレチックルーム（機能訓練室兼用：健康増進機器、ビリヤード台）、図書室、茶室、和室（3室）、アトリエ A、アトリエ B（囲碁、麻雀、オセロ等のプレイルーム兼用）、談話室、来客用駐車場、デイルーム、トイレ、おしゃべりテラス</p> <p>【ケアセンター】 エントランスホール、食堂、デイルーム、機能訓練室（多目的ホール兼用）屋上庭園、面談室、介護浴室、特殊浴室、個浴、トイレ</p> <p>■ 利用時に費用が必要となるもの</p> <p>【本館】 美容室（予約制）、体験入居室（2室・ゲストルーム兼用・予約制）、コインランドリー（2ヶ所・洗濯機4階、5階各3台、乾燥機4階2台、5階3台）</p> <p>【ケアセンター】 美容室（予約制）、体験入居室（1室・ゲストルーム兼用・予約制）</p> <p>■ 利用契約及び利用料が必要となるもの</p> <p>【本館】 トランクルーム、駐車場</p> <p>■ 施設利用に当たっての留意事項</p> <p>利用者が指定特定施設等の提供を受ける際に、事業者が必要に応じて事業所に設置した設備を利用する上で、事業者が定めた施設管理規程に則り、十分な注意を以って利用していただきます。</p>			

4. サービスの内容

(全体の方針)

<p>運営に関する方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所は、老人福祉法、介護保険法他の関係法令を遵守し、運営法人とライフ・イン京都の理念のもと、ご入居者の人権を尊重し、その方の有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援します。 2. 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 3. 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。
<p>サービスの提供内容に関する特色</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○同一建物内にある「ライフ・イン京都診療所」及び総合病院「京都桂病院」との緊密な医療協力体制による医療対応の充実 ○ケアセンター（こすもす 11 室、ひまわり 71 室）及び本館要支援、要介護者に対する手厚い介護（要介護者等：介護・看護職員の人員配置 2：1 以上） ○住み慣れた自室での生活を出来る限り長く続けていただけるよう、ケアサービス課、生活支援相談室、健康管理課を核とした職域を越えた連携によるきめ細かい滑らかな介護体制 ○介護職員の専門的な技術・資質向上や自己啓発を支援するために、研修推進委員会を中心に施設内外の研修会への積極的な参加や資格取得の奨励を行い、介護サービスの質の向上を図る体制 ○入居者、親族等の同意を得た施設介護計画を作成し、自立支援を基本に入居者の生活を尊重した質の高い介護サービスを提供 ○サービスの質の向上に向けての取り組みの一環として、コンプライアンス委員会、人権擁護委員会、リスクマネジメント委員会、苦情解決委員会、研修推進委員会、感染対策委員会、サービス評価委員会等、各種専門委員会の設置と活発な活動 ○多くの入居者に支持されている、終身にわたる利用権と費用の前払い金に担保された、要介護・罹病・認知症等、入居者が困難に直面されたときに新たな費用負担を極力少なくする経営姿勢を将来にわたり大切に堅持する。

入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施	2 委託	3 なし
食事の提供	1 自ら実施	② 委託	3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施	2 委託	3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施	2 委託	3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施	2 委託	3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施	2 委託	3 なし

(介護サービスの内容)

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算	1 あり	② なし	
	生活機能向上連携加算	1 あり	② なし	
	夜間看護体制加算	① あり	2 なし	
	若年性認知症入居者受入加算	1 あり	② なし	
	医療機関連携加算	① あり	2 なし	
	口腔衛生管理体制加算	① あり	2 なし	
	口腔・栄養スクリーニング加算	① あり	2 なし	
	退院・退所時連携加算	① あり	2 なし	
	科学的介護推進体制加算	① あり	2 なし	
	個別機能訓練加算	(I)	① あり	2 なし
		(II)	1 あり	② なし
	看取り介護加算	(I)	1 あり	② なし
		(II)	① あり	2 なし
	認知症専門ケア加算	(I)	1 あり	② なし
		(II)	1 あり	② なし
	サービス提供体制強化加算	(I)	① あり	2 なし
		(II)	1 あり	② なし
		(III)	1 あり	② なし
	介護職員処遇改善加算	(I)	① あり	2 なし
		(II)	1 あり	② なし
		(III)	1 あり	② なし
	介護職員等特定処遇改善加算	(I)	① あり	2 なし
		(II)	1 あり	② なし
介護職員等ベースアップ等支援加算		① あり	2 なし	
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	① あり	(要支援・要介護人数：介護・看護職員の配置率) 2：1以上		
	2 なし			

(医療連携の内容)

医療支援		① 救急車の手配 ② 入退院の付き添い ③ 通院介助 ④ その他（訪問歯科診療の確保）	
協力医療機関	1	名称	ライフ・イン京都診療所
		住所	京都府京都市西京区山田平尾町 46 番地の 2
		診療科目	内科、精神科
		協力科目	内科 月、水、金曜の週 3 回の診察。午前 10 時～11 時 30 分まで診察。 精神科 週 1 回木曜に 10 時～11 時 30 分まで診察。 医療費は入居者自己負担。
		協力内容	医師による健康管理・健康相談、年 2 回の健康診断の実施。緊急時の対応。
	2	名称	京都桂病院
		住所	京都府京都市西京区山田平尾町 17 番地
		診療科目	内科、消化器内科、リウマチ科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、心臓血管内科、心臓血管外科、呼吸器内科、呼吸器外科、外科、乳腺外科、整形外科、産婦人科、形成外科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、皮膚科、小児科、精神科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、麻酔科、脳神経外科、緩和ケア科、脳神経内科、救急科、腫瘍内科 従業員数：約 1,284 名（内医師約 177 名、看護師約 704 名）
		協力科目	上記に同じ（小児科除く）
		協力内容	年 1 回の間人ドック受入れ（基本検査は入居者の費用負担なし）。 各科専門医による「健康教室」（講演会形式）をライフ・イン京都で開催。 ※入院時に個室を利用される場合は医療費の他に室料が必要。 ※入院時のタオル、肌着、寝巻き等の洗濯、毎日の訪床のサービスをホームが実施するが費用負担はなし。 ※入院中の買い物代行は有料サービス（15 分毎 350 円）で実施。 ※入退院の手続き代行、身元引受、入院準備、入退院・通院時の必要に応じた移送・付添サービス等をホームが実施するが費用負担なし。

協力歯科医療機関	名称	高橋歯科医院
	住所	京都府京都市西京区山田久田町 3-3
	協力内容	往診及び緊急時の対応。医療費は入居者自己負担。

(入居後に居室を住み替える場合)

入居後に居室を住み替える場合	<p>① 一時介護室または介護居室(ケアセンター)を一時利用される場合</p> <p>② ケアセンターへ住み替える場合</p> <p>3 その他 ()</p>
判断基準の内容	<p>(1) 一時介護室または介護居室(ケアセンター)を一時利用される場合 退院後や日常生活上で一時的に介護を要する状態の時</p> <p>(2) ケアセンターへ住み替える場合 一般居室(本館)の入居者で常時介護が必要な状態または重度の認知症によりご自分の居室や所有物に対する見当識を失い、ケアセンターに住替えて介護を受けながら日常生活を営むことが必要な状態になられた時</p>
手続きの内容	<p>(1) 一時介護室または介護居室(ケアセンター)を一時利用される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が指定する医師の意見を聴きます。 ・入居者の意思を確認します。 ・身元引受人等の意見を聴きます。 <p>以上の手続きを経て、一時的に一般居室から一時介護室またはケアセンターへ移っていただいて介護を行います。一時介護室には個室と多床室とがありますが、どのタイプの部屋をご利用いただくかは、ライフ・イン京都診療所医師または健康管理課の看護職員の判断によります。介護費用及び室料については入居一時金、介護費用の一時金に含まれており費用負担はありません。食事代(1日3食につき2,410円)、介護諸雑費(1日に付き550円 光熱水費・リネン代・水分補給費・洗濯洗剤代)及び消耗品費(紙おむつ、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等)の実費は自己負担となります。</p> <p>(2) ケアセンターへ住替える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者(以下ホーム長とする)及び日常生活や心身の状態等を常時見させていただいている職員をもって構成する「住替え適格者判定委員会」が、全員一致をもって住替えが必要と判定します。 ・住み替えにいたるまでには緊急やむをえない場合を除いて要介護状態になられてから最低6ヶ月以上ご様子を見させていただきます。 ・住替え先の場所の概要、介護の内容、費用負担等について入居者及び身元引受人等に説明を行います。 ・身元引受人等の意見を聴きます。 ・入居者の同意を得ます。 <p>以上の手続きを経て変更契約を締結の上、入居後15年に満たない場合には、ご入居いただいていた一般居室の未償却残金について調整します。その結果、返還金が発生する場合がありますが、追加費用の徴収はありません。</p> <p>なお、入居者の判断能力が不十分と思われる場合には、身元引受人もしくは親族等において法定代理人選任の申し立て手続きを行っていただき、手続きを進めることとなります。管理費食費は本館の場合と変わりませんが、介護諸雑費(1ヶ月につき16,500円 光熱水費・リネン代・水分補給費・洗濯洗剤代)が必要となります。</p>

追加的費用の有無		■一時介護室を利用する場合 ① あり 2 なし	
		■ケアセンターを利用する場合 ① あり 2 なし	
居室利用権の取扱い		■一時介護室を利用する場合 一時的に利用する共用施設であり本館利用権の変更はありません。 ■ケアセンターを利用する場合 一般居室からケアセンターへ利用権が移行します。	
前払金償却の調整の有無		■一時介護室を利用する場合 1 あり ② なし ■ケアセンターを利用する場合 ① あり 2 なし 当初入居した居室と住替え後の居室とで、入居金の調整を行います。 但し、居室の構造や仕様の変更に応じた調整ではございません。	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	① あり	2 なし
	便所の変更	① あり	2 なし
	浴室の変更	① あり	2 なし
	洗面所の変更	① あり	2 なし
	台所の変更	① あり	2 なし
	その他の変更	① あり	(変更内容) ケアセンター内は全てバリアフリー仕様。
		2 なし	

(入居に関する要件)

入居対象者 【表示事項】	自立している者	① あり	2 なし(本館に限る)
	要支援の者	① あり	2 なし(本館又はケアセンター)
	要介護の者	① あり	2 なし(ケアセンターに限る)
留意事項	<p>■本館 一般居室への入居</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、満年齢が65歳以上の方。 <p>但し、ホーム長が特別な事情があると認めた場合にはこの限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証及び介護保険第1号被保険者証(65歳以上の方)を有している方 ・2人入居の場合は原則として夫婦、親子、兄弟姉妹に限る。同時に2人が入居されない場合の追加入居のお申し込みは1人目の入居契約締結後5年以内とします。 ・2人入居の場合は、ともに満年齢が65歳以上の方。 ・3人目の入居は認められません ・入居時に身の回りのことが自立してご自身でできる健康な方。 ・共同生活が円満にできる方。 ・ライフ・イン京都の設立趣旨を理解し運営に協力していただける方。 <p>■ケアセンターへの入居</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の低下または認知症などにより、常時介護を必要とされる、介護保険において原則要介護1以上の認定を受けている方 ・原則、満年齢が65歳以上の方 <p>但し、ホーム長が特別な事情があると認めた場合にはこの限りではありません</p>		

	<p>ません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証及び介護保険第1号被保険者証を有している方。 ・他の入居者に伝染する疾病（感染症）の治療中ではない方。 ・自傷、他傷の恐れのない方。 ・身元引受人を立てることのできる方。 ・認知症などによりご本人の判断能力が不十分な場合には法定代理人が必要です。 	
契約解除の内容	<p>次の各号のいずれかに該当する場合に、本契約は終了するものとします。但し、1室に2人入居の場合（追加入居の場合を含む）は、2人ともに各号のいずれかに該当する場合（第二号においては第25条第1項第五号以外は除く）に終了するものとします。</p> <p>(1) 入居者が死亡したとき。</p> <p>(2) 事業者が第25条により本契約を解除したとき。</p> <p>(3) 入居者が第26条により本契約を解約または解除したとき。</p>	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	<p>入居契約書第25条に基づき設置者は、入居者に次の事由があり、かつ信頼関係を著しく害する場合には、本契約を解除することができます。</p> <p>①入居に際し虚偽の説明を行う等の不正手段により入居したとき。</p> <p>②月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、3か月以上遅滞したとき。</p> <p>③第3条第4項の規定に違反したとき</p> <p>④第19条第1項または同第2項の規定に違反したとき。</p> <p>⑤入居者の行動が、他の入居者または事業者の役職員の生命・身体・健康・財産（事業者の財産を含む）に危害を及ぼし、ないしは、その危害の切迫したおそれがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき。</p>
	解約予告期間	3ヶ月
入居者からの解約予告期間	1ヶ月	
体験入居の内容	<p>① あり 2 なし</p> <p>■本館の場合 1泊 4,000円（食事代は別途必要） ※体験期間は90日以内であれば連泊可能。体験入居は予約制です。事前にご連絡いただいた上で日程調整を致します。</p> <p>■ケアセンターの場合 1日につき10,000円（食事代は別途必要） ※介護内容、体験期間については個別相談となります。また、要介護度、介護の必要性の度合い、介護内容によっては別途費用が必要となる場合があります。</p>	
入居定員	370人（一般居室288人 ケアセンター82人）	
その他	身元引受人が設定できない場合は要相談。	

5. 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数 ※1
	合計	常勤 (76人)	非常勤 (83人)	
	156名 (内3名兼務)			119.5人
管理者	1 (兼務)	1	0	0.5
生活相談員	4 (内、2名兼務)	4	0	3
直接処遇職員	99	54	45	84.1
介護職員	75	49	26	67.9
看護職員	24 (内、1名兼務)	5	19	16.2
機能訓練指導員	2 (内、1名兼務)	2	0	1.6
計画作成担当者	3 (内、1名兼務)	2	1	2.4
栄養士	2	2	0	2
調理員	コンパスグループ・ジャパン株式会社に委託			
事務員	13	9	4	10.9
その他職員	35	2	33	15
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数				40時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	4	4	0
介護福祉士	63	43	20
実務者研修の修了者	4	3	1
初任者研修の修了者	1	1	0
介護支援専門員	11	10	1

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	1	0
理学療法士	1	1	0
作業療法士	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復士	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0
はり師	0	0	0
きゅう師	0	0	0

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (16時45分～翌日9時45分)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	1～2人	1人
介護職員	7～6人	5人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率* 【表示事項】	a 1.5 : 1 以上 b 2 : 1 以上 c 2.5 : 1 以上 d 3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	1.45 : 1

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		① あり 2 なし							
	業務に係る資格等	① あり		社会福祉士・介護福祉士						
		資格等の名称								
	2 なし									
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	1	5	5	0	0	0	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数	1	7	3	2	0	0	0	0	1	0
応じた職員 の人数 業務に従事した 経験年数に	1年未満	0	4	2	1	0	0	0	0	0
	1年以上 3年未満	0	2	10	0	0	0	0	0	0
	3年以上 5年未満	1	4	5	1	0	0	1	0	0
	5年以上 10年未満	1	3	10	1	1	0	0	0	1
	10年以上	3	6	21	20	1	0	0	0	2
		3	6	21	20	1	0	0	0	2
従業者の健康診断の実施状況				① あり 2 なし						

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】		① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
利用料金の支払い方式 【表示事項】		1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式
		④ 選択方式 ※該当する方式を全て選択
年齢に応じた金額設定		① あり 2 なし ※本館の一部の居室に限る
要介護状態に応じた金額設定		1 あり ② なし
入院等による不在時における 利用料金（月払い）の取扱い		① 減額なし ※管理費、月額介護費、介護諸雑費は不在の場合でも減額はありませ 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額
利用料金の 改定	条件	管理費及び食費並びに入居者が事業者を支払うべきその他の費用の 額を改定する場合があります。
	手続き	管理費は京都市が発表する消費者物価指数、人件費の上昇率及び収 支状況等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いた上で行います。 管理費及び食費については毎年4月1日より改定価格を実施します

(利用料金のプラン【代表的なプランを3例】)

		プラン1	プラン2	プラン3
入居者の状 況	要介護度	自立	要介護	要介護
	年齢	65歳	65歳	65歳
居室の状況	床面積	39.29 m ²	21.45 m ²	21.45 m ²
	便所	① 有 2 無	① 有 2 無	① 有 2 無
	浴室	① 有 2 無	1 有 ② 無 ※シャワー	1 有 ② 無 ※シャワー
	台所	① 有 2 無	① 有 2 無	① 有 2 無
入居時点で 必要な費用	前払金	入居一時金 28,620,000円 介護費用の一時金 6,386,000円	入居一時金 17,650,000円 介護費用の一時金 2,037,000円	入居一時金 0円 介護費用の一時金 0円
		敷金	0円	0円

月額費用の合計		148,290 円	290,820 円	618,937 円
家賃		0 円	0 円	294,167 円
サービス費用	特定施設入居者生活介護※ ¹ の費用	0 円	(要介護3の場合※ ³) 21,130 円	(要介護3の場合※ ³) 21,130 円
	介護保険外※ ²	食費	72,300 円	72,300 円
		管理費	75,990 円	75,990 円
		介護費用	0 円	121,400 円
		光熱水費	実費	介護諸雑費に含む
その他	都度払いサービス有	都度払いサービス有	介護諸雑費に含む 都度払いサービス有	

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。
 ※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない）
 ※3 1割負担の場合で加算は含んでいません。
 （注意）入居者がテレビを設置する場合は、NHK と個別に契約する必要があります。

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	目的施設の整備に要した費用・修繕費・借入利息、管理事務費、租税公課、保険料等
敷金	敷金はありません。
食費	1日3食2,410円（朝食530円・昼食780円・夕食1,100円） ※月末に喫食数を集計し、次月20日に管理費と一緒に口座引き落とし。
管理費	共用施設及び設備維持管理費、健康管理部門・事務管理部門・管財部門、フロント・日常業務等に係る人件費、事務用品費、什器備品費、通信費、健康増進事業費、外注委託費（シャトルバスのリース代、運行請負費、共用部の清掃費・ゴミ収集作業費、ゴミ回収費、植栽管理費・レストラン運営費補助等）
介護費用	（ケアセンター・全額前払い方式） 月額介護費用：人員過配置サービス費 104,900 円、介護諸雑費 16,500 円（経口摂取が困難な方は 15,000 円） （ケアセンター・月払い方式） 月額介護費用：人員過配置サービス費 134,776 円、個別選択サービス費 4,074 円、介護諸雑費 16,500 円（経口摂取が困難な方は 15,000 円） ・平成12年3月30日付老企第52号厚生省老人保健福祉局長企画課長通知の規程に則り、長期推計に基づき費用を受領します。 ・人員過配置サービス費：要介護者等2人に対し週40時間換算で、直接処遇職員（介護・看護職員）を1人以上配置するための費用。人員を基準以上に配置して提供する介護サービスのうち、介護保険給付（利用者負担分を含む）による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づきます。（前払い方式は介護費用の一時金とともに充当） ・個別選択サービス費：要介護等の認定を受けている方の個別的な選択による介護サービス（外出付添い、買い物代行、標準的な回数（週2回）を超えた入浴介助等）の費用。 ※「月額介護費用」及び「介護諸雑費」は入院・外泊の場合も徴収いたします。

	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
光熱水費	ガスは大阪ガス、電気は関西電力と直接契約の上、実費負担。 上下水道利用料は3,454円/2ヶ月 ※ケアセンターは介護諸雑費に含みます。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	前払金のうち介護費用の一時金、月額介護費用に含みます。(その他別添2参照)
その他のサービス利用料	管理規定に定めます。

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠			
特定施設入居者生活介護に対する自己負担	要介護状態と所得に応じて介護費用の1割～3割が自己負担分となります。 ※以下、京都市の場合、令和5年4月1日現在の利用料の目安(1割)です。 ※各種加算は下表には含まれておりません。			
	要介護度	介護保険給付の単位	30日分の目安	自己負担額 (1割の目安)
	要支援1	182単位/日	57,057	5,706円
	要支援2	311単位/日	97,498	9,750円
	要介護1	538単位/日	168,663	16,867円
	要介護2	604単位/日	189,354	18,936円
	要介護3	674単位/日	211,299	21,130円
	要介護4	738単位/日	231,363	23,137円
	要介護5	807単位/日	252,994	25,300円
	<ul style="list-style-type: none"> ・1単位10.45円(5級地)です。 ・介護給付費は、介護給付の単位×単位の単価×利用日数で求め小数点以下を切捨てて計算します。 ・法定代理受領相当分は、給付額の9割で求め小数点以下を切り捨てです。 ・自己負担分(1割～3割)は介護給付費から法定代理受領相当分を差し引いた額です。 ・要介護1～5については「夜間看護体制加算」(10単位/日)が加算されます。 ・要支援1～要介護5については「医療機関連携加算」(80単位/月)が加算されます。 ・要支援1～要介護5については「個別機能訓練加算(I)」(12単位/日)が加算されます。 ・要介護1～要介護5については「看取り介護加算(II)」(1,780単位/亡くなられた日、1,180単位/亡くなられた日の前日・前々日、644単位/亡くなられた日以前4～30日、572単位/亡くなられた日以前31～45日)が加算されます。 ・要支援1～要介護5については「サービス提供体制強化加算」(22単位/日)が加算されます。 ・要支援1～要介護5については「介護職員処遇改善加算」が加算されます。月間の所定単位数×8.2% ・要支援1～要介護5については「介護職員等特定処遇改善加算」が加算されます。月間の所定単位数×1.8% ・要支援1～要介護5については「介護職員等ベースアップ等支援加算」が加算されま 			

	<p>す。月間の所定単位数×1.5%</p> <p>※月間の所定単位とは、介護度による介護給付費の単位+各種加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援1～要介護5については「口腔衛生管理体制加算」(30単位/月)が加算されま す。 ・要支援1～要介護5については「口腔・栄養スクリーニング加算」(20単位/6ヶ月)が加算されます。 ・要支援1～要介護5については「科学的介護推進体制加算」(40単位/月)が加算され ます。 ・要介護1～要介護5については「退院・退所時連携加算」(入居日から30日間、30単位/日)が加算されます。 ・上記介護給付費は実際の利用日数に応じて決定します。 ・消費税は非課税です。
<p>特定施設入居者生活介護における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乘せサービス)</p>	<p>前払金のうち介護費用の一時金、月額介護費用に含みます。</p>

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

<p>算定根拠</p>	<p>■入居一時金 老人福祉法令等に基づき、全国有料老人ホーム協会の試算プログラムより算定。 ※一般居室への2人入居の場合は、5,866,000円の加算入居一時金が必要です。 ケアセンターは1室1人入居です。 ※老人福祉法第29条第8項において受領が禁止されている権利金または対価性のない金品に該当しません。</p> <p>■介護費用の一時金 本館 6,386,000円 ケアセンター 2,037,000円 平成12年3月30日付老企第52号厚生省老人保健福祉局長企画課長通知の規程に則り、長期推計に基づき費用を受領します。</p> <p>1) 「要介護者等への人員過配置サービス費」 内容：要介護者等2人に対し週40時間換算で、直接処遇職員(介護・看護職員)を1人以上配置するための費用。人員を基準以上に配置して提供する介護サービスのうち、介護保険給付(利用者負担分を含む)による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づきます。 本館 4,534,060円 ケアセンター 1,792,560円</p> <p>2) 「要介護者等への個別選択サービス費」 内容：要介護等の認定を受けている方の個別的な選択による介護サービス(外出付添い、買い物代行、標準的な回数(週2回)を超えた入浴介助等)の費用。 本館 : 574,740円 ケアセンター入居の場合 : 244,440円</p>
-------------	---

		3)「要介護者等以外への生活支援サービス費」 内容：自立者に対する介護予防や、一時的な介護が発生した場合に備え、介護・看護職員を配置する為の費用。 本館：1,277,200円 ケアセンター入居の場合はありません。
		本館 ケアセンター
想定居住期間（償却年月数）		13年（156ヶ月） 5年（60ヶ月）
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		入居一時金：入居居室ごとに異なります。 介護費用の一時金：957,900円 —
初期償却率		15% —
償却の開始日		入居日の翌日から
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	入居日の翌日から3ヶ月以内の契約解除の場合または死亡による契約終了の場合は、受領済みの入居一時金および介護費用の一時金につき下記の算定方法に基づいて償却した後の残額を無利息で返還致します。 【本館】 前払金－前払金×想定居住期間償却率（85%）÷想定居住期間（156ヶ月）÷30日×（入居日から契約終了日までの実日数） 【ケアセンター】 前払金÷想定居住期間（60ヶ月）÷30日×（入居日から契約終了日までの実日数） ※月払い利用料については日割精算を行います。 ※必要な原状回復費用があれば受領します。 ※1室2人入居の場合において、入居者のうちどちらか一方が解約した場合または死亡した場合は、2人目に関わる前払金を対象として返還します。
	入居後3月を超えた契約終了	返還金は下記計算式により返還します。 【本館】 返還金＝前払金×想定居住期間償却率（85%）÷（入居日の翌日から償却期間満了日までの実日数）×（契約終了日から償却期間満了日までの実日数） 【ケアセンター】 返還金＝前払金÷（入居日の翌日から償却期間満了日までの実日数）×（契約終了日から償却期間満了日までの実日数）
前払金の保全先	1 連帯保証を行う 銀行等の名称	
	2 信託契約を行う 信託会社等の名称	
	3 保証保険を行う 保険会社の名称	
	④ 全国有料老人ホーム協会（入居者生活保証制度）	
	5 その他（名称：_____）	

7. 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	71人
	女性	184人
年齢別	65歳未満	4人
	65歳以上 75歳未満	21人
	75歳以上 85歳未満	70人
	85歳以上 90歳未満	55人
	90歳以上 95歳未満	73人
	95歳以上	32人
要介護度別	自立	139人
	要支援1	9人
	要支援2	8人
	要介護1	27人
	要介護2	17人
	要介護3	20人
	要介護4	21人
	要介護5	14人
入居期間別	6ヶ月未満	11人
	6ヶ月以上 1年未満	14人
	1年以上 5年未満	52人
	5年以上 10年未満	74人
	10年以上 15年未満	40人
	15年以上 20年未満	33人
	20年以上	31人

(入居者の属性)

平均年齢	86.1歳
入居者数の合計	255人
入居率	74.7%

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	5人
	社会福祉施設	1人
	医療機関	0人
	死亡	27人
	その他	1人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
	入居者側の申し出	(解約事由の例)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護状態が良くなり在宅復帰 ・ 居室の仕様が合わない ・ 解約しケアセンター再契約 ・ 他施設入居の為の待機期間の入居 ・ 経済的理由
6人		

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口の名称		①「ライフ・イン京都」フロント及び意見箱（常時設置） 責任者 青山 薫（管理者、ホーム長） ②（公社）全国有料老人ホーム協会 ③京都府福祉サービス運営適正化委員会 ④京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課 ⑤京都市西京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 ⑥京都府国民健康保険団体連合会介護相談係
電話番号		①075-381-1870 ②03-3548-1077 ③075-252-2152 ④075-251-1106 ⑤075-381-7638 ⑥075-354-9090
対応している時間	平日	① 8時45分～17時45分 上記以外の時間帯は、夜勤者が承り、翌日日勤者が早急に対応する。 ②10:00～17:00 ③～⑥8:30～17:00
	土曜	① 平日と同様 ②～⑥ 定休日
	日曜・祝日	① 平日と同様 ② ～⑥ 定休日

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	① あり	（公社）全国有料老人ホーム協会の「有料老人ホーム損害賠償責任保険」に加入。 入居契約書、施設管理規程並びに特定施設入居者生活介護利用契約書に基づくサービスの提供にあたって、万一事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、不可抗力による場合を除き速やかに損害を賠償します。但し、入居者に重大な過失がある場合には賠償額を減じ、または損害賠償を行わないことがあります。
	2 なし	

介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	① あり	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ・事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。 ・賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行います。
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	① あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	① あり	実施日	令和5年3月1日～3月31日
		結果の開示	① あり 2 なし
第三者による評価の実施状況	① あり	実施日	①平成30年1月22日 ②令和2年2月14日
		評価機関名称	①(公社)全国有料老人ホーム協会有料老人ホームサービス評価プログラム(評価機関:京都府認知症グループホーム協議会) ③京都府介護サービス第三者評価事業(評価機関:(一社)京都市老人福祉施設協議会)
		結果の開示	① あり 2 なし
		2 なし	

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない
財務諸表の要旨	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の原本	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない

10. その他

運営懇談会	① あり	(開催頻度) 本館年6回・ケアセンター年2回
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり (提携ホーム名:) ② なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	① あり 2 なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり ② なし	
有料老人ホーム設置運営指導指針「5.規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり ② なし	
合致しない事項がある場合の内容		
「6.既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1 適合している (代替措置) 2 適合している (将来の改善計画) 3 適合していない	
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	なし	
不適合事項がある場合の内容		

添付書類：別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)

別添2 (個別選択による介護サービス一覧表)

本館 ・ ケアセンターひまわり
号室

※ _____ 印

※ _____ 印

説明年月日 令和 年 月 日

説明者署名

別添 1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等

介護サービス等の種類			併設・隣接 の状況	事業所の名称	所在地
<居宅サービス>					
訪問介護	あり	なし	併設・隣接		
訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接		
訪問看護	あり	なし	併設・隣接	訪問看護ステーション「西陣」	京都市上京区五辻通七本松老松町103-57
訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接		
通所介護	あり	なし	併設・隣接	京都厚生園デイサービスセンター（他2ヶ所）	京都市西京区山田平尾町46
通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接	京都厚生園（他2ヶ所）	京都市西京区山田平尾町46
短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接	ライフ・イン京都	京都市西京区山田平尾町46-2
福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接		
特定福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接		
<地域密着型サービス>					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし	併設・隣接		
夜間対応型訪問介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接	京都厚生園山田の家	京都市西京区山田出口町31
小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接	京都厚生園松尾の家	京都市西京区松尾井戸町36
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		
居宅介護支援	あり	なし	併設・隣接	京都厚生園居宅介護支援事業所（他4ヶ所）	京都市西京区山田平尾町46
<居宅介護予防サービス>					
介護予防訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防訪問看護	あり	なし	併設・隣接	訪問看護ステーション「西陣」	京都市上京区五辻通七本松老松町103-57
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接	京都厚生園（他2ヶ所）	京都市西京区山田平尾町46
介護予防短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接	ライフ・イン京都	京都市西京区山田平尾町46-2
介護予防福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接		
<地域密着型介護予防サービス>					
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接	京都厚生園山田の家	京都市西京区山田平尾町31
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接	京都厚生園松尾の家	京都市西京区松尾井戸町36
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接		

介護予防支援	あり	なし	併設・隣接	京都市西京 ・北部地域包括支 援センター（他2ヶ 所）	京都市西京区松尾 井戸町36
<介護保険施設>					
介護老人福祉施設	あり	なし	併設・隣接	特別養護老人ホー ム京都厚生園（他2 ヶ所）	京都市西京区山田 平尾町46
介護老人保健施設	あり	なし	併設・隣接		
介護療養型医療施設	あり	なし	併設・隣接		
介護医療院	あり	なし	併設・隣接		
<介護予防・日常生活支援総合事業>					
訪問型サービス	あり	なし	併設・隣接		
通所型サービス	あり	なし	併設・隣接	京都厚生園 デイサービスセンター（ 他2ヶ所）	京都市西京区山田 平尾町46
その他の生活支援サービス	あり	なし	併設・隣接		

別添 2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無						なし	あり	備 考	
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※1）		個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）			包含※2	都度※2		料金※3
	なし	あり	なし	あり	あり				
介護サービス									
食事介助	なし	あり	なし	あり	○			保険給付＋上乗せ介護費 必要に応じ実施	
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり	○			保険給付＋上乗せ介護費 必要に応じ実施	
おむつ代			なし	あり		○		実費負担（おむつの種類、サイズ、使用頻度により料金が異なります。） 料金は要介護認定等に伴う確認書参照	
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり	○			保険給付＋上乗せ介護費 必要に応じ週3回実施	
特浴介助	なし	あり	なし	あり	○			保険給付＋上乗せ介護費 必要に応じ週3回実施	
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり	○			保険給付＋上乗せ介護費 必要に応じ実施	
機能訓練	なし	あり	なし	あり	○			保険給付 必要に応じ実施	
通院介助	なし	あり	なし	あり	○			保険給付＋上乗せ介護費 必要に応じ実施 協力医療機関以外の付添は有料サービス350円/15分毎 交通費実費で実施	
生活サービス									
居室清掃	なし	あり	なし	あり	○			要支援2～要介護5は週1回実施。要支援1は2週に1回実施。自立者は有料サービス350円/15分毎	
リネン交換	なし	あり	なし	あり	○			週に1回以上必要に応じ実施。 自立者は有料サービス350円/15分毎	
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり	○			必要に応じ実施。自立者は有料サービス350円/15分毎	
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり	○			体調が悪い場合、医療職が判断したうえで実施	
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり					
おやつ			なし	あり					
理美容師による理美容サービス			なし	あり		○		外部業者。パーマ等内容により料金は異なる。	
買い物代行	なし	あり	なし	あり	○			必要に応じ実施。通常の利用区域内に限る。自立者は有料サービス350円/15分毎	
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり	○			自立者は有料サービス350円/15分毎	
金銭・貯金管理			なし	あり	○			必要に応じて立替え、管理費と共に請求。	
健康管理サービス									
定期健康診断			なし	あり	○			人間ドック年1回、健康診断年2回のうちいずれか2回	
健康相談	なし	あり	なし	あり	○			必要時都度実施	
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり	○			必要時都度実施	
服薬支援	なし	あり	なし	あり	○			必要時都度実施 ※居室療養管理指導利用時は利用料が発生します。	
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり	○			必要時都度実施	
入退院時・入院中のサービス									
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり	○			必要に応じて実施。協力医療機関以外の場合は交通費実費。同行費用は不要。原則京都市内。	

入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり	○			協力医療機関については毎日実施。協力医療機関以外については原則実施しない。
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり	○			協力医療機関については毎日実施。協力医療機関以外については原則実施しない。

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割又は3割の利用者負担）。

※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。